

大郷町建設工事競争入札参加心得

(趣旨)

第1 大郷町が発注する建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「入札者」という。）は、大郷町財務規則（昭和52年大郷町規則第3号）及び大郷町建設工事執行規則（昭和47年大郷町規則第5号。以下「執行規則」という。）その他の法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(入札参加の失格)

第2 執行規則第15条の2の規定に基づき、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）は、次のいずれかに該当するときは、失格として、入札又は再度入札に参加することができない。

- (1) 入札期日において、入札者等が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）167条の4の規定に該当するとき。
- (2) 入札期日において、入札者が執行規則第4条に規定する競争入札に参加する資格及び一般競争入札において同規則第5条の2第2項の規定により工事執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札期日において、入札者が指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- (4) 入札期日において、入札者が大郷町から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (5) 入札期日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき。
- (6) 入札期日において、銀行取引停止となったとき。
- (7) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (8) 入札者が、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金を免除されたときは、この限りではない。
- (9) 入札者等が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (10) 入札者等が、競争入札の公告又は指名の通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (11) 最低制限価格を設けた場合において、入札者等が、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (12) 入札者等が、公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (13) 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (14) 入札執行者が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。
 - ① 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
 - ② 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

(入札保証金)

第3 入札者等は、入札の前に、その見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者には入札終了後に還付する。

3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は大郷町に帰属する。

(設計図書等の取扱等)

第4 入札者等は、この心得、配布された仕様書、図面又は閲覧に供した仕様書、図面、契

約書案及び添付書類等（以下「設計図書等」という。）を熟慮の上、入札しなければならない。

- 2 入札者等は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告、指名通知又は設計図書等（以下「入札公告等」という。）に定めるところにより質問することができる。
- 3 入札者等は、指名競争入札において、閲覧に供している設計図書等の貸出しを求めることができるが、貸出しを受けた設計図書等は指定の期間内に返却しなければならない。
- 4 入札者等は、配布された設計図書等の取扱いについて入札公告等に指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

（入札等）

- 第5 代理人をもって入札する場合、代理人は、入札に関する入札者からの委任状を持参の上、入札の前に入札執行者に提出しなければならない。
- 2 入札書は、執行規則第14条に定める様式によるものとし、入札者が記名・押印しなければならない。この場合において、代理人が入札書を提出するときは、委任者を併記の上、代理人が自らの氏名を記載し、押印しなければならない。
 - 3 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。
 - 4 記載事項の訂正は訂正印を押印することにより足りることとするが、入札金額の訂正は認めない。
 - 5 入札者等は、入札書を入札執行者の指示に従い提出しなければならない。
 - 6 入札者等は、入札に際し入札書に使用する認印を持参しなければならない。
 - 7 入札者等は、入札公告等により、見積額に係る工事費内訳書の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。
 - 8 前項の工事費内訳書は、返戻しない。
 - 9 入札者等は、総合評価落札方式を適用した入札で、入札公告等により、価格以外の評価を行うのに必要な書類（以下「総合評価技術資料」という。）の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。

この場合において、既に提出した総合評価技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとし、原則としてこれを返戻しない。

- 10 入札参加に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。また、町が起因となった入札の中止又は不調の場合においても同様とする。

（入札参加者の選定）

- 第6 執行規則第13条第4項の規定に基づき、入札参加資格確認通知又は指名通知を受けた入札に参加する資格のある者のうち、入札に参加できる者を入札執行前に選定することができる。

（入札の辞退）

- 第7 入札者等は、入札書提出前に限り、次のいずれかの方法によりいつでも入札を辞退することができるものとする。

- （1）入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届（別紙様式）を入札執行者に直接提出するか、又は郵送（入札日の前日までの到着に限る。）する。
- （2）入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。
- （3）前号により辞退した者は、再度入札に参加することはできない。

- 2 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等において不利益な取扱を受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第8 入札者等は、独禁法に抵触する行為その他不正行為を行ってはならない。

- 2 入札者等は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思などについていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札者等は、指名の状況、入札参加意思等の適正な入札の執行に支障があるおそれのある情報について、入札前に組織的に情報交換してはならない。

(入札の延期等)

第9 入札執行者は、天災、地変等により入札の執行が困難なとき、入札が適正に行われないうおそれがあるとき若しくはあったとき又は予定価格、設計図書等、入札参加条件など(以下「予定価格等」という。)に錯誤があったと認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。ただし、錯誤が入札又は開札後から契約締結前までに認められた場合であつて、落札者又は落札の候補とする者の入札の価格及び資格等が、当該錯誤がない場合における適正な予定価格等に対応した正当なものであると認められたときは、この限りでない。

2 入札執行者は、入札終了後から契約締結前において、入札事務手続きの誤りにより予定価格に変更が生ずることが判明したときは、落札決定を取り消し、改めて入札を行うことがある。

(開札)

第10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者等の立会いのものに行うものとする。

2 入札を行った者が止むを得ず立ち会えないときは、当該入札事務を直接担当していない大郷町職員の立会いの下に行うものとする。

(入札の無効)

第11 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第2に規定する競争に参加する資格を有しない者が入札したとき。

(2) 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。

(3) 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないと認められるとき。

① 入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札

② 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

④ 工事名等の錯誤がある入札

⑤ 指定した期日に工事費内訳書又は総合評価技術資料の提出がない入札

⑥ 入札書と異なる工事又は金額の工事費内訳書が提出された入札

⑦ 入札書と異なる工事の総合評価技術資料又は記載のない総合評価技術資料が提出された入札

⑧ 再度の入札において、前回の最低金額を上回る入札

(4) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ってした入札

(落札者の決定)

第12 有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、総合評価落札方式を適用した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

2 最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 調査基準価格を設けた場合で当該調査基準価格を下回る入札があったときは、第1項の規定にかかわらず、入札を保留にして必要な調査を行い、政令第167条の10第1項(政

令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とはせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 4 前項の規定に基づく調査の対象となった者は、当該調査に誠実に応じなければならない。
- 5 第3項に規定する調査に応じないとき又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなす。
- 6 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、必要な書類を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- 7 落札となるべき同価格の入札をした入札者等が、2人以上あるとき（総合評価落札方式を適用した場合は、総合評価点が最も高い者が2人以上有かつ入札価格の同じものが2人以上あるとき）は、直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
- 8 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務を直接担当していない大郷町職員がくじを引くものとする。
- 9 落札者は、確認のため入札書又は見積書に押印するものとする。

(再度入札)

第13 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度の入札回数は2回とする。
- 3 入札及び再度の入札において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結することがある。

(契約保証金等)

第14 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は執行規則第22条第4項に基づく契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 契約保証金の納付又は担保の提供等の取扱については、別に定めるところにより行うものとする。

(入札保証金の振替)

第15 工事執行者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約)

第16 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の翌日から7日以内に入札執行者に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- 3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 落札者等が、政令167条の4の規定に該当するとき
 - (2) 落札者が、執行規則第4条に規定する競争入札に参加する資格及び一般競争入札において執行規則第5条の2第2項の規定により工事執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき
 - (3) 落札者が大郷町から指名停止を受けたとき。

(配置技術者の届出)

第17 入札者等又は落札者は、入札公告等により技術者の配置条件が示されている場合は、当該条件に適合する配置技術者の氏名及び所持する資格等を別に定める届出書等により入札公告等の指示に従い提出しなければならない。

- 2 入札者等又は落札者が、入札公告等の指示に従い配置技術者の届出書等を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- 3 届出のあった配置技術者の資格が入札公告等で示した条件に適合しないときは、当該届

出書を提出した入札参加者のした入札は無効とする。

- 4 入札公告等により技術者の配置条件が示されていない場合において、落札者は、執行規則第19条第1項に規定する契約を締結したときは、建設業法（昭和24年法律第100号）に定めるところにより適正に技術者を配置しなければならない。

（公正入札違約金）

第18 契約を締結した後において、当該契約の相手方（以下「受注者」という。）は、その契約が執行規則第15条の2第1項第10号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、工事執行者の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額を公正入札違約金として支払わなければならない。

- 2 前項の執行規則第15条の2第1項第10号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときとは、次のとおりとする。

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独禁法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

（2）排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第8条第1項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

（3）前2号の規定に該当しない場合であって、独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。

（4）受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

- 3 第1項に規定する公正入札違約金の支払に代え、当該公正入札違約金の額に相当する額を請負代金から控除することがある。

（仮契約）

第19 請負契約予定価格が5千万円以上の工事請負契約の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）の規定により、議会の議決を得てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

（下請負の制限）

第20 受注者は、請負工事に関し、一括して他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、請負工事の一部を大郷町入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 3 受注者は、請負工事に関し、工事執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 4 受注者は、請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは、工事執行者の承認を得なければならない。

- 5 受注者が落札した請負工事の入札に参加した他の者に、請負工事の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、第4項に規定する承認をしない。ただし、受注者が直接的に施工できない工事若しくは特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負でかつ下請負金額が請負代金額の概ね3割に満たない場合については、この限りでない。

- 6 受注者が受注者の同一又は上位ランクの他の者へ下請負しようとするとき（他の者が受注者の受注工事の入札参加者であるときは前項に規定によるものとする。）は、原則的に第

4 項に規定する承認をしない。ただし、受注者が直接的に施工できない工事若しくは特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負でかつ下請負金額が請負代金額の概ね 5 割に満たない場合については、この限りでない。

(異議の申立て)

第 2 1 入札をした者は、入札後、この心得、入札公告、指名通知又は設計図書等についての不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(旧心得の廃止)

2 建設工事指名競争入札参加心得(平成 1 0 年制定)及び建設工事条件付一般競争入札参加心得(平成 1 3 年制定)は廃止する。

附 則

この心得は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 2 2 年 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 9 月 1 日から施行する。

別紙様式（第6条関係）

入 札 辞 退 届

契 約 番 号

工事（業務）名

上記については、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号（名称）

代表者氏名

大郷町長

殿